

税制改革の基本的方向性について(1/5)

項目	国の考え方(中期プログラム)			都税調答申 (平成20年度)
	視点	方向性	〈参考〉 その他の意見	
個人所得課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 格差の是正</li> <li>○ 再分配機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種控除、税率構造の見直し</li> <li>〈高所得者の負担引上げ〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最高税率、給与所得控除の上限調整等</li> </ul> </li> <li>〈中低所得者世帯の負担軽減の検討〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的取組の中で子育て等に配慮</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈給付付き税額控除〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歳入と歳出は区分すべき</li> <li>・ 諸外国では低所得者も税負担した上で給付。現在の日本の負担構造を前提とした上で、低所得者向け給付を導入することは不適當</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈高所得者の負担引上げ〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融所得課税は、高所得者層ほど有利との意見も</li> <li>・ 給与所得控除の上限設定、高所得者の公的年金等控除のあり方等が課題</li> </ul> </li> </ul>

注

- (1) 『視点』及び『方向性』は、『持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」』で示された税制抜本改革の基本的方向性をまとめたものである。
- (2) 『〈参考〉その他の意見』は、『視点』及び『方向性』とは異なる観点から示された税制改正に関する考え方であり、平成20年度税制改正に関する政府税制調査会答申の『その他の主な意見』から抜粋した。
- (3) 『都税調答申(平成20年度)』は、『平成20年度東京都税制調査会答申』の提言から、『国の考え方(中期プログラム)』とは異なる内容を抜粋した。

税制改革の基本的方向性について(2/5)

項目	国の考え方(中期プログラム)			都税調答申 (平成20年度)
	視点	方向性	〈参考〉 その他の意見	
法人課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際的整合性の確保及び国際競争力の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げの検討</li> <li>※ 社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意</li> </ul>	<p>〈実効税率〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業立地や投資活動の決定に関しては、人件費や立地条件なども重要な要素ではないか</li> </ul>	<p>〈実効税率〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人所得課税と社会保険料とを合わせた負担を見ると、日本は諸外国と較べて高いとは言えない</li> <li>・ 税率を引き下げても直接投資や雇用の増加に必ずしもつながるとは言えない</li> <li>・ グローバル化の中、諸外国の動向を注視する必要があるが、直ちに引き下げる状況にはない</li> <li>・ 引下げを検討する場合、法人二税の意義等を踏まえ、国と地方を合わせた負担を議論すべき</li> </ul>
消費課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 負担が確実に国民に還元されることを明確化</li> <li>○ 社会保障の安定財源確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会保障給付と少子化対策に充当されることを予算等に明示</li> <li>○ 税率を検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歳出面、複数税率など総合的な取組により低所得者に配慮</li> </ul> </li> </ul>	<p>〈社会保障財源化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的税化は歳出を既得権益化するデメリット</li> </ul> <p>〈税率引上げ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ここ数年間負担増が繰り返されており負担増のみの引上げは反対</li> </ul>	<p>〈社会保障財源化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方消費税は、地方自治体の基礎的な行政需要を賄うものであり引き続き一般財源とすることが適当</li> </ul>

税制改革の基本的方向性について(3/5)

項目	国の考え方(中期プログラム)			都税調答申 (平成20年度)
	視点	方向性	〈参考〉 その他の意見	
			〈軽減税率〉 ・基礎消費に係る税負担を還付すれば、軽減税率の導入は不要	〈軽減税率〉 ・逆進性緩和に一定の効果。導入のデメリット、社会保障など歳出面の状況等も勘案して判断することが適当
自動車関係諸税	○ 税制の簡素化 ○ 厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえる	○ 負担の軽減を検討 ※ 税制のあり方や暫定税率等を総合的に見直し		〈負担のあり方〉 ・一般財源化に当たっては、現行の負担を維持すべき ・将来的には、車体課税の課税標準に環境負荷の基準を併用するなど、環境配慮の視点を拡大することが適当
資産課税	○ 格差の固定化防止 ○ 老後扶養の社会化への対処等	○ 相続税負担の適正化を検討 ・課税ベースや税率構造等の見直し	〈相続税の負担〉 ・過度の強化は創業意欲等に弊害	
納税者番号制度	○ 納税者の利便性向上 ○ 課税の適正化	○ 制度導入の準備		

税制改革の基本的方向性について(4/5)

項目	国の考え方(中期プログラム)			都税調答申 (平成20年度)
	視点	方向性	〈参考〉 その他の意見	
地方税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方分権の推進</li> <li>○ 社会保障制度の安定 財源確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税源偏在が小さく、税収が安定的な 税体系の構築                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方消費税の充実の検討</li> </ul> </li> <li>・ 地方法人課税のあり方の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈地方消費税の清算基準〉                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算基準を消費の実態に近いもの とすべき</li> </ul> </li> <li>〈地方法人課税〉                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人も地方サービスから受益がある。 法人課税が地方税にふさわしくない とは言えない</li> </ul> </li> <li>〈税収格差〉                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域間格差は交付税のあり方とあ わせた議論が必要</li> <li>・ 地方法人課税は水平的調整が必 要</li> <li>・ 税目交換を含め、地方税は格差 の少ない税目とすることが必要</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈地方消費税の清算基準〉                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税収を最終消費地に帰属させる ための指標という観点から、十分 議論することが必要</li> </ul> </li> <li>〈地方法人課税〉                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人二税は受益と負担という地 方税の考え方に適う税</li> <li>・ 外形標準課税は法人事業税の 応益税としての性格を明確にし、 地方税収の安定化に資する</li> <li>・ 地方法人特別税・同譲与税は、 分権改革に逆行。一刻も早く法 人事業税の復元を図るべき</li> </ul> </li> <li>〈税収格差〉                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首都東京には、経済機能も集中 しており、税収が一定程度集中す ることはやむを得ない。企業の集 中等に伴う膨大な財政需要を考 慮すべき</li> <li>・ 財政力の弱い地方自治体に対し ては、税収と財政需要の両面を みて調整を行う地方交付税制度 により財源を適切に保障すべき</li> </ul> </li> </ul>

税制改革の基本的方向性について(5/5)

項目	国の考え方(中期プログラム)			都税調答申 (平成20年度)
	視点	方向性	〈参考〉 その他の意見	
その他	○ 低炭素化の促進	○ 税制全体のグリーン化を推進		